

令和3年2月契約分

電子装備研究所

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
サイバーレジリエンス実験装置の性能確認試験のためのデータ整理役務（その2） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 電子装備研究所 総務課長 羽野 和志 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年2月10日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	1020001071491	本件の履行には、サイバーレジリエンス実験装置の研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有していることが必要不可欠であるが、常統的公示を実施した結果、本要件を満たすのは富士通㈱1者のみであったため（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	5,182,650	-					
生体検出レーダの性能確認試験のための技術支援 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 電子装備研究所 総務課長 羽野 和志 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年2月2日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	1020001071491	本件の履行にあたっては、生体検出レーダの研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有することが必要不可欠であるが、常統的公示を実施した結果、本要件を満たすのは富士通㈱1者のみであったため（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	9,515,000	-					
スマート暗視センサの性能確認試験のための技術支援（その1） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 電子装備研究所 総務課長 羽野 和志 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年2月4日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	本件の履行にあたっては、スマート暗視センサの研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有することが必要不可欠であるが、常統的公示を実施した結果、本要件を満たすのは日本電気㈱1者のみであったため（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,655,000	-					
通信同時対処技術の性能確認試験のための技術支援（その2） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 電子装備研究所 総務課長 羽野 和志 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年2月8日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	本件の履行にあたっては、通信同時対処技術の研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有することが必要不可欠であるが、常統的公示を実施した結果、本要件を満たすのは三菱電機㈱1者のみであったため（会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	14,245,000	-					

令和3年2月契約分

電子装備研究所

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
サイバーレジリエンス実験装置の性能確認試験のための技術支援（その2） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 電子装備研究所 総務課長 羽野 和志 東京都世田谷区池尻1-2-24	令和3年2月15日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	1020001071491	本件の履行にあたっては、サイバーレジリエンス実験装置の研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は知識等を有することが必要不可欠であるが、常統的公示を実施した結果、本要件を満たすのは富士通㈱1者のみであったため（会計法第29条の3第4項）	同種他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,562,000	-					